主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令

主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令（平成31年出入国在留管理庁訓令第１号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表	別表
［略］ 東京出入国在留管理局横浜支局首席審査官（審判担当） 名古屋出入国在留管理局審査監理官（審判担当） 名古屋出入国在留管理局首席審査官（審判担当） ［略］ 名古屋出入国在留管理局中部空港支局首席審査官 大阪出入国在留管理局首席審査官（審判担当） ［略］	［同左］ 東京出入国在留管理局横浜支局首席審査官（審判担当） 名古屋出入国在留管理局首席審査官（審判担当） ［同左］ 名古屋出入国在留管理局中部空港支局首席審査官 大阪出入国在留管理局首席審査官（審判担当） ［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この訓令は、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

その他告示

○外務省告示第百四十三号

令和七年二月二十日にローマで、スーダン共和国における小麦バリューチェーン強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

令和七年四月二十二日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　小麦バリューチェーン強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　九億五千百万円

3　贈与の供与期限　令和八年二月二十八日まで

4　署名者

日　本　側　鈴木哲在ローマ国際機関日本政府代表部大使

世界食糧計画側　ラニア・ダガシュ＝カマラ　パートナーシップ及びイノベーション担当事務局長補

○国土交通省告示第三百三十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月二十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

その関係図面は、令和七年四月二十二日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州縦貫自動車道鹿児島線	福岡県鞍手郡鞍手町大字中山字中ノ屋敷一二四三番から宮崎線　同県鞍手郡鞍手町大字中山字中ノ屋敷一二五九番一まで	令和七年四月二十三日〇時

○国土交通省告示第三百三十六号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第１号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月二十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二〇〇一五四号	北川　陸	埼玉県	令和七年四月七日	東京湾水先区
第二〇〇一五五号	藤井　商蔵	兵庫県	令和七年四月七日	大阪湾水先区

○近畿地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十二日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十五号及び四百二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
神戸市西区平野町常本字西山三一五番九七から同市西区神出町小束野字廣澤五三番九九まで	前	D	七・七七～二八・二〇	メートル
		C	二五・五〇～九〇・一二	キロメートル
		B	二九・五〇～三八・二〇	四・六四三
		A	二四・〇〇～八三・四三	一・六四五
	後	D	七・七七～二八・二〇	四・六四三
		C	二五・五〇～九〇・一二	二・一二〇
		B	二九・五〇～三八・二〇	一・〇九四
		A	二四・〇〇～八三・四三	一・六四五

上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○九州地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十二日

九州地方整備局長　森田　康夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	霧島市隼人町真孝字新松山三三〇二番一から同市隼人町野久美田字坂ノ下九一一番一まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月二十二日